

十九
二一
の経利
払過
込利
み子率
十九
行
行
価
格日
発
振額最
替低込
額單面
位金額
八七六五
發
行
方
法
用振の法
等替條
項及の
のび根
適そ拠
發
行
方法
發
行
行
方
名稱
及
及び
適
記
二一
件十令
成等六第
十を年三
六次五十
年月号行
六と三(等
月おり十
九日告日
告日告日
示に第
示に第
す發三
る行項
する行項
。しのへ
た規昭
利定和
付に五
国基十
債づ七
のき年
の發大
行平藏

に日年十額平す額の振
加本二五面成るの記替
え郵・銭金十。整載法
、政一額六数又の
次公パ百年倍は規
の社一円五の記定
算總セに月金録に
式裁ントつ三額はよ
にはトき十に、る
よ、九一によ最振
り払十日る低替
算込九も額口
出金円の面座
し額六と金簿
五二額險項律日機用、成社条二財九利
万百面資第第本関を振十債第十政回付
円四金金五九郵は受替三等一六融、
十額に号十政日け法年の項年資
九でよに七公本る、法振法資
億二る規号社銀もと律替律金
千百引定、法行のい第に第特
二五受す第へととう七關
百十けるニ平すし、十す
五億簡十成る、の五る
易四十そ規号法
万生条四の定、律
命第年振の以
保三法替適下平
四
行
方
法
用
等
項
の
の
適
三
記
庫
財
務
債
券
(
二
十
年
)
一
會
計
号
法
第
一
禎
一
十
昭
一
和
十
省
財
務
省
告
示
行
第
二
百
七
十
九
省
令
號
。
の
た
利
付
に
五
国
基
債
づ
の
き
年
の
發
大
行
平
藏

日たに払い込むものとする。規定期は第十八号に規定する期

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{72}{365}$$

十三 初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し、成
期及翌行を、十六
日び営休支次に第
業業払の算う式
つ十日日う算二十
い五にに。式當に十
て号支當たに同
に払ただよ日日
おうるしり日いへ
じ。いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

十八 一七六五

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日額平利てを毎
成 本面成子、支年
銀 金三をそ払三
行 額十支の期月
百 六 払日と二
円 年う以し十
に 三。前、日
つ 月 六各及
き 二 月支び
百 九 間払九
円 日 に期月
屬 二 に
す お 二
る い す
い 日